



令和7年度エネルギー消費統計調査

調査票記入要領

調査票第2号用

目次

はじめに	1 ページ
I 調査の対象となる範囲と期間	3 ページ
II 調査票記入の概要	4 ページ
III 調査票 1 ページ (A1、A2、A3、A4、備考欄)	5 ページ
IV 調査票 2、3 ページ (B1、B2、B3)	7 ページ
V 調査票 3 ページ (B4、B5)	9 ページ
参考	11 ページ

調査票の提出期限 : 令和8年6月15日

提出先・問い合わせ先・調査実施機関

【提出先・問い合わせ先】 エネルギー消費統計調査事務局

住所 : 〒116-8581 東京都荒川区西日暮里2丁目40番10号
株式会社サーベイリサーチセンター

電話 : 0120-716-637 (フリーダイヤル)

受付時間 : 月～金曜日 (祝日除く) 9:00 ~ 18:00

※ お問い合わせの際、調査ID (調査票1ページ上中央に記載の14桁の数字) をお伝えください。

※ 政府統計オンライン調査システムの利用によるインターネットでの回答提出も可能です。希望される場合は、同梱の「オンライン調査利用のご案内」をご確認のうえ、以下のオンライン調査ホームページからご回答ください。
(オンライン調査ホームページ) <https://www.e-survey.go.jp/>

ホームページ https://www.enecho.meti.go.jp/statistics/energy_consumption/ec001/

または



【調査実施機関】 経済産業省 資源エネルギー庁
長官官房総務課戦略企画室



はじめに

この記入要領は、「令和7年度エネルギー消費統計調査」の記入方法を取りまとめたものです。

本調査の対象となる事業所は、この記入要領に従って正確に調査票を記入し、提出期日（令和8年6月15日）までに、エネルギー消費統計調査事務局へ提出してください。

1. 調査の目的

本調査は、我が国の産業部門・業務部門におけるエネルギー消費実態を産業別・都道府県別に把握し、エネルギー・環境政策の企画・立案を図るための基礎資料を得ることを目的として実施します。本調査の結果は、エネルギー種別・産業別・都道府県別に集計して公表します（個別の事業所、企業の数値が公表されることはありません）。

2. 秘密の保護

本調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく「一般統計調査」です。本調査により申告された記入内容は、「統計法」によって保護されています。したがって、徴税事務などに使用されることはありません。

統計法（平成19年法律第53号）（抜粋）

（調査票情報等の利用制限）

第四十条 行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は届出独立行政法人等は、この法律（地方公共団体の長その他の執行機関にあっては、この法律又は当該地方公共団体の条例）に特別の定めがある場合を除き、その行った統計調査の目的以外の目的のために、当該統計調査に係る調査票情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2～3（略）

（守秘義務）

第四十一条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

一 第三十九条第一項第一号に定める情報の取扱いに従事する行政機関の職員又は職員であった者 当該情報を取り扱う業務
二～三（略）

四 行政機関、地方公共団体又は届出独立行政法人等から前三号の情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務

五～六（略）

なお、政府統計の統一ロゴタイプ（表紙に記載）は、国の行政機関が統計法に基づき実施する統計調査において、当該統計調査に関連する調査票等の資料に適切かつ統一的に表示しています。

詳細は https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/logo01.htm を参照してください。
（総務省ホームページ）

3. 調査の対象

「事業所母集団データベース（令和5年次フレーム）」（総務省）等を母集団名簿とし、各事業所の熱量換算エネルギー消費量の合計が、産業別に、目標精度を達成するために必要な抽出数を設定し、事業所単位で抽出します。ただし、事業従事者数100人以上（製造業は50人以上）の大規模事業所、及び前年度調査までの結果を基に作成した自家発電設備名簿に登載されている事業所（常用自家発電設備を所有または管理していると回答した事業所）は、原則、全事業所を調査対象とします。

また、以下の業種については、本調査の対象外とします。

- 農業、林業（日本標準産業分類：大分類 A）のうち、耕種農業（日本標準産業分類：小分類011）及び畜産農業（日本標準産業分類：小分類012）
- 電気業（日本標準産業分類：小分類331）のうち、「発受電月報」（電力調査統計）の報告対象の発電所
- ガス業（日本標準産業分類：小分類341）のうち、ガス製造工場
- 鉄道業（日本標準産業分類：小分類421）
- 貸家業・貸間業（日本標準産業分類：小分類692）のうち、個人経営の事業所
- 駐車場業（日本標準産業分類：小分類693）のうち、個人経営の事業所
- その他の宿泊業（日本標準産業分類：小分類759）のうち、他に分類されない宿泊業
- 「経済産業省特定業種石油等消費統計調査（基幹統計調査）」の「石油等消費動態統計」の全対象事業所

4. 調査時点及び調査対象期間

本調査の調査時点は、令和7年度末日（令和8年3月31日）現在です。調査対象期間は、令和7年度（令和7年4月1日～令和8年3月31日）の1年間です。

5. 調査票の提出先、期日、及び提出方法

調査票の提出先及び問い合わせ先は、表紙に示すとおりです。令和8年6月15日までに調査票を同封の返信用封筒に入れて、エネルギー消費統計調査事務局あてに郵送してください。

政府統計オンライン調査システムの利用によるインターネットでの回答提出も可能です。希望される場合は、同梱の「オンライン調査利用のご案内」をご確認のうえ、調査票1ページ右上記載の『政府統計コード』『調査対象者 ID』『パスワード』により以下のオンライン調査ホームページにログインし回答してください。（オンライン調査ホームページ：<https://www.e-survey.go.jp/>）

6. 結果の公表

本調査の集計結果は、資源エネルギー庁のホームページで公表します。公表は、令和9年3月頃を予定しています。

（ホームページ）https://www.enecho.meti.go.jp/statistics/energy_consumption/ec001/

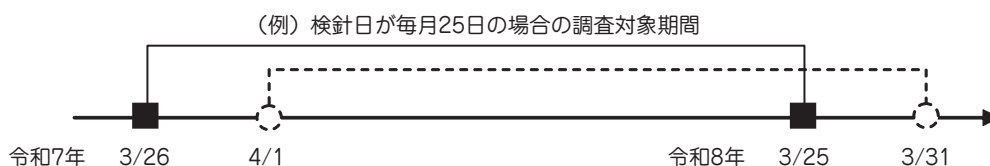
I 調査の対象となる範囲と期間

1 調査の対象となる範囲

- 本調査は事業所単位で実施します。調査票1ページの「A3. 調査対象事業所」に印字している所在地・名称の事業所（以下、『調査対象事業所』という）のエネルギー消費量（電力、燃料など）を記入してください。
 - ※ 同一所在地に複数の調査票が届いた場合、数値を合算せず『調査対象事業所』別に記入してください。
 - ※ 『調査対象事業所』と同一企業・グループであっても、『調査対象事業所』と異なる事業所（別の支社・支店・営業所・出張所・工場等）や、異なる所在地の事業所は、原則として回答に含めず、『調査対象事業所』のみの数値を記入してください。
 - ※ 『調査対象事業所』が管理している駐車場、及び無人の倉庫・施設等は回答数値に含めてください。ただし、屋外の平面駐車場の面積は、「B4⑥. 延べ床面積」に含めないでください。
 - ※ 『調査対象事業所』が管理している屋外の作業・操業現場（建設・操業現場、車両、船舶、設備等）は回答数値に含めてください。
- 『調査対象事業所』と他の事業所のエネルギー消費量を区別していない（『調査対象事業所』単独のエネルギー消費量を分けて記入できない）場合、原則として延べ床面積または従業者数等の比率で按分した値を記入してください。
 - ☞ 調査票4ページ「調査対象と回答数値について」を参照
- 居住用のエネルギー消費量及び延べ床面積は回答数値に含めないでください。居住用と事業用のエネルギー消費量を区別していない場合でも、消費割合を考慮し、事業用の数値を算出のうえ記入してください。

2 調査の対象となる期間

- 調査の対象となる期間は原則として令和7年度（令和7年4月1日～令和8年3月31日）の1年間です。この期間で回答できない場合は、調査票1ページの備考欄にその理由と回答期間を記入してください。
 - （例） ・「令和7年9月30日廃業、エネルギー消費量は令和7年4月1日～9月30日の6か月分の値を記入」
 - ・「12月決算のため、エネルギー消費量は令和7年1月～12月の12か月分の値を記入」など
- 例えば検針日が毎月25日となっている場合、前月26日から当月25日までの値を「当月分」として、令和7年3月26日から令和8年3月25日までの値を記入してください。



Ⅱ 調査票記入の概要

- 『調査対象事業所』の1年間の電力・ガス等のエネルギー消費量、エネルギー消費量を回答した事業所の情報等を記入してください。

調査票の構成

記入時の注意事項を記載しています

A2. 記入者
記入される方の情報欄です
※本記入要領5ページを参照

A3. 調査対象事業所
本調査で対象とする事業所を示しています
※本記入要領5～6ページを参照

A4. エネルギー消費量の記入について
エネルギー消費量の記入の可否についての記入欄です
※本記入要領5～6ページを参照

注意事項
記入時の注意事項を記載しています

B1. 購入電力
購入電力量についての記入欄です
※本記入要領7ページを参照

B2. 燃料消費
燃料消費量についての記入欄です
※本記入要領7～8ページを参照

B3. 自家発電
自家発電の状況についての記入欄です
※本記入要領7～8ページを参照

B4. 回答の範囲
B1～B3に回答した値の回答範囲についての記入欄です
※本記入要領7、9～10ページを参照

B5. 調査対象事業所以外でエネルギー消費量を把握している方
A4で「いいえ」と回答した場合の記入欄です
※本記入要領9ページを参照

Ⅲ 調査票1ページ (A1、A2、A3、A4、備考欄)

政府統計コード、調査対象者ID、パスワード

政府統計オンライン調査システムによる提出を希望される場合、
オンライン調査システムホームページからのログインに使用します

記入例を赤字で掲載

The screenshot shows a survey form for '令和7年度 エネルギー消費統計調査 調査票 第2号'. It includes fields for '送付先' (A1), '記入者' (A2), '調査対象事業所' (A3), and 'エネルギー消費量の記入について' (A4). Red text indicates the example entries.

調査 ID

お問い合わせの際は調査 ID を
お伝えください

A1. 送付先

本調査票の送付先です
印字内容への加筆・修正は
不要です

A3. 調査対象事業所

印字内容に誤りや変更があった
場合は、誤り・変更箇所を二重線
で消し、加筆・修正してください。
また、加筆・修正理由について、
該当するものをチェックして
ください（移転の場合は移転年
月も西暦で記入してください）
加筆・修正理由の選択肢の定
義は、本記入要領 6 ページを
参照

A2. 記入者

記入される方の情報を、記入し
てください
この欄に関する情報は、回答内
容に関する問い合わせ、及び次
年度以降の調査における調査票
等の送付先として使用すること
があります
「記入者氏名」および「電話番号
(内線番号)」は調査のお問い合
わせ時に使用いたしますので、
記入してください

A4. エネルギー消費量の 記入について

『調査対象事業所』のエネルギー
消費量の記入の可否について、
「はい」「いいえ」のいずれかに
チェックしてください
本記入要領 6 ページ、及び
調査票 4 ページ「調査対象と
回答数値について」を参照

法人番号

空欄の場合は13桁の番号を記入してください
印字内容に誤りや変更があった場合は、誤り・変更箇所を
二重線で消し、加筆・修正してください
法人番号は、国税庁のウェブサイト（国税庁法人番号公表
サイト）にて確認できます
不明の場合は空欄のままです差し支えありません

国税庁法人番号公表サイト

検索

備考欄

A3. 調査対象事業所

- 加筆・修正理由の選択肢の定義は、以下のとおりです。

所在地の修正理由

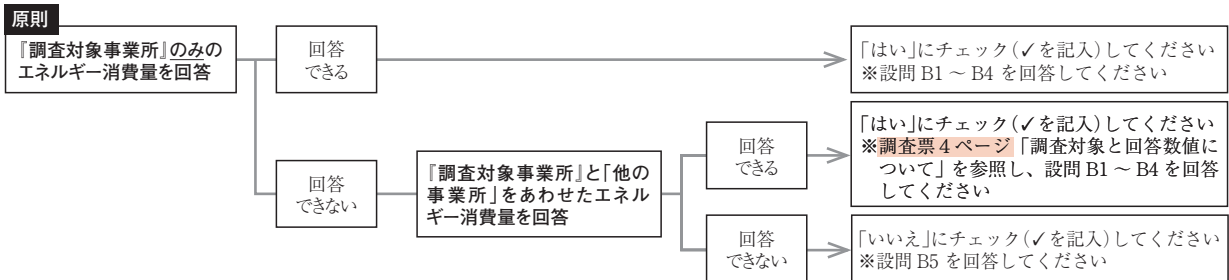
- ・ 移転
 - ：『調査対象事業所』が移転した場合
 - ※ 調査対象期間に移転した場合でも、移転前後をあわせた調査対象期間（令和7年度）1年間のエネルギー消費量を記入してください。
 - ※ 調査対象期間のエネルギー消費量を記入できない場合は、備考欄にその理由と回答期間を記入してください。（「移転のため、エネルギー消費量は令和8年1月から3月の3か月分の値を記入」など。）
- ・ 表記誤りの訂正
 - ：『調査対象事業所』の所在地の印字内容に誤りや変更があった場合（「移転」を除く）
 - （例） ・ 印字内容の誤り
 - ・ 市区町村の合併や区画整理等による住居表示の変更 など
- ・ その他
 - ：「移転」、「表記誤りの訂正」のいずれにも該当しない場合
 - ※ 具体的な修正理由を備考欄に記入してください。

事業所名等の修正理由

- ・ 変更
 - ：『調査対象事業所』が企業名・事業所名を変更した場合
 - ※ 企業合併、事業所統廃合を伴う場合は、「その他」にチェックし、備考欄にその旨を記入してください。
 - ※ 合併や統廃合等で企業名・事業所名が変更になった場合でも、調査対象期間（令和7年度）1年間のエネルギー消費量を記入してください。
- ・ 表記誤りの訂正
 - ：『調査対象事業所』の企業名・事業所名の印字内容に誤りがあった場合（「変更」を除く）
 - （例） ・ 企業名・事業所名の誤り
 - ・ 企業名のみが印字されていたため、事業所名を追記
 - ・ 法人格の位置（例：(株)○○○⇔○○○(株)）・種類の誤り など
- ・ その他
 - ：「変更」、「表記誤りの訂正」のいずれにも該当しない場合
 - ※ 具体的な修正理由を備考欄に記入してください。

A4. エネルギー消費量の記入について

- 『調査対象事業所』のエネルギー消費量の回答について、以下のとおり記入の可否を選択し、以後の設問に回答してください。



備考欄

- 令和7年度中に『調査対象事業所』において、事業所の拡大・縮小、業種・業態変更、合併及び被合併等があった場合は、その旨を具体的に記入してください。また、エネルギー消費量等に大きな変動があった場合は、その旨と理由を具体的に記入してください。
- 次年度調査における調査票の送付先として特定の宛先を希望される場合は、「A2. 記入者への送付希望」、「以下の宛先への送付希望」等と記入してください。
なお、「所在地」、「企業名・事業所名」、「部署名」または「記入者氏名」、「電話番号」は、送付先情報として必須のため、記入漏れがないか確認をお願いします。
- 本調査に対する御意見、御要望等がありましたら、自由に記入してください。
特に、今後の調査設計に役立てるためにも、エネルギー消費量の記入に困難な部分がある場合、具体的な情報提供をいただければ幸いです。

Ⅳ 調査票2、3ページ (B1、B2、B3)

記入例を赤字で掲載

B1. 購入電力

1年間の購入電力量を「消費量計(または金額計)」欄に記入し、記入した数値の単位を選択(○で囲む)してください

B2. 燃料消費

1年間の燃料消費量を「消費量計(または金額計)」欄に記入し、記入した数値の単位を選択(○で囲む)してください

なお、車両用燃料は、「車両用燃料について」を参照のうえ、記入してください

B3. 自家発電

自家発電設備を所有または管理している場合、設問①で「はい」を選択し、設問②以下(1年間の自家発電の稼働状況、発電量)について記入してください
自家発電設備を所有または管理していない場合は、設問①で「いいえ」を選択してください

B1～B4 共通の注意事項

- 原則として各設問の単位(kWh、トン、m³、リットル、m²)による数量で記入してください。
※ 電力の消費量・発電量の単位はkWh(キロワットアワー)です。kVA(キロボルトアンペア)、kW(キロワット)は単位が異なります。
- 記入する数値は整数で記入してください。(小数点以下を四捨五入してください。概数であっても「約」「およそ」の表記は不要です。また、桁区切り点(,)の記入も不要です。)
- エネルギー消費量について「円」で回答した場合は、2ページ目注意事項の「消費税込」または「消費税抜」のいずれかにチェック(✓を記入)してください。
なお、原則として消費税抜きの金額を記入してください。(「円」での回答がない場合は、この欄にはチェックをしないでください)
- 誤って記入した場合は二重線で消し、修正してください。
- ESCO事業による発電設備やオンサイトの発電設備を使用している場合は、『調査対象事業所』が自家発電を行っているときみなして記入してください。

B1. 購入電力

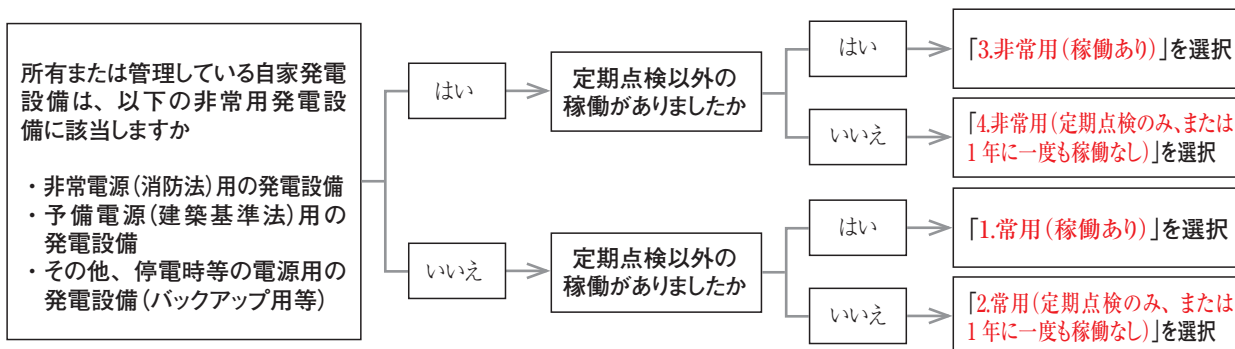
- 『調査対象事業所』で購入(消費)した電力量を記入してください。共同受電を行っている場合は、『調査対象事業所』での電力消費量のみ記入してください。
※ 複数の契約会社から購入されている場合は、購入先をすべて選択してください。選択肢にない場合は、「その他」に記入してください。
- 『調査対象事業所』と他の事業所の電力消費量を区別していない(『調査対象事業所』単独の電力消費量を分けて記入できない)場合、原則として延べ床面積または従業者数等の比率で按分した『調査対象事業所』での電力消費量を記入してください。
☞ 調査票4ページ「調査対象と回答数値について」を参照
- 自家発電による電力の消費量は「B1. 購入電力」には含めず「B3. 自家発電」に記入してください。

B2. 燃料消費

- 本調査におけるLPガス（LPG、プロパンガス、液化石油ガス）、天然ガス、液化天然ガス（LNG）、都市ガス、圧縮天然ガス（CNG）の区分は、本記入要領11ページ「(参考) 記入すべき燃料一覧」のNo.20、50、51、52、53を参照してください。
- 印字されている燃料以外に、エネルギーとして利用している燃料（廃タイヤ、廃プラスチック、各種の廃材等）がある場合、「上記以外の燃料」欄に燃料名、単位及び消費量を記入してください。
記入すべき燃料については、本記入要領11ページ（参考）を参照してください。
- 熱供給事業者等から熱源（蒸気、温水、冷水）の購入・受入を行っている場合、「上記以外の燃料」欄に熱源の種類、購入・受入量及び単位を記入してください。
※ 対価の支払の有無は問いません。
- 燃料の記入が必要な車両については、資源エネルギー庁のホームページを確認してください。
(ホームページ)
https://www.enecho.meti.go.jp/statistics/energy_consumption/ec001/r07/kinyu_yoryo.html
(資料名) 燃料の記入が必要となる車両一覧
- 主に一般道路を走行する自家用（社用）、事業用（タクシー、トラック、バス等）の消費量は含めないでください。

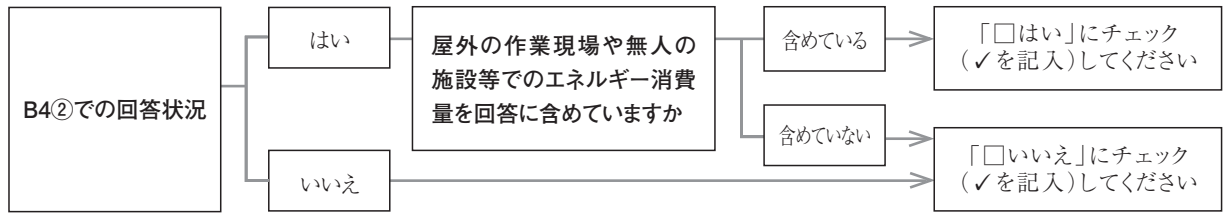
B3. 自家発電

- 「B3. 自家発電③」の稼働状況、発電量計及び『調査対象事業所』以外への販売・払出量については、所有または管理している自家発電設備を以下の3つに分けて回答してください。
 - ・「ボイラ発電（汽力発電）」、「コージェネレーション」、「排熱を利用しないディーゼル・ガスタービン等発電」
 - ・「太陽光発電、風力発電、小水力発電」
 - ・「その他の発電」
- 自家発電設備の稼働状況については、以下のとおり選択してください。



- 定期点検のみの稼働でも、発電量を把握している場合は発電量計欄に記入してください。

- ③ 「B1. 購入電力」～「B3. 自家発電」で記入した値等には、『調査対象事業所』または B4①で記入した事業所が管理している屋外の作業現場や無人の施設等でのエネルギー消費量を含めていますか



- ④ 『調査対象事業所』または B4①で記入した事業所には、電気自動車向け充電設備がありますか

- 『調査対象事業所』または「B1. 購入電力」～「B3. 自家発電」欄に記入した値に含めた事業所（B4①で記入した事業所）に、電気自動車向け充電設備（電動（バッテリー）フォークリフト用を除く）があり、かつ稼働している場合は「□はい」に、設備がない、もしくは設備はあるが稼働していない場合は「□いいえ」に、チェック（✓を記入）してください。
※ 普通充電用・急速充電用は問いません。

- ⑤ 従業者数 < 令和8年3月末時点の値 >

- 『調査対象事業所』及び「B1. 購入電力」～「B3. 自家発電」欄に記入した値に含めた事業所（B4①で記入した事業所）に従事している令和7年度末（令和8年3月末日）時点での従業者数を記入してください。
- ここでの「従業者数」とは、個人事業主、無給家族従業者、有給役員、常用雇用者（パート・アルバイト等を含む）、臨時雇用者、出向・派遣受入者の合計です。
※ 『調査対象事業所』及び B4①で記入した事業所に籍はあるが別の事業所に勤務している方、教育施設における生徒、医療施設における患者は除きます。
※ パート・アルバイト等については、「1日あたりの労働時間を8時間として換算した人数」を記入してください。

- ⑥ 延べ床面積 < 令和8年3月末時点の値 >

- 『調査対象事業所』及び「B1. 購入電力」～「B3. 自家発電」欄に記入した値に含めた事業所（B4①で記入した事業所）の延べ床面積を整数で記入してください。
※ 居住用及び屋外の平面駐車場部分は除いてください。
※ 土地（敷地）の面積ではありません。
※ 調査対象期間中に『調査対象事業所』での事業活動を停止した場合は、活動停止時点での数値を記入してください。
- 坪数で把握している場合は、1坪=3.3m²で換算した値を記入してください。（小数点以下を四捨五入してください。）

- ⑦ 売上高・営業収入 < 令和7年度の値 >

- 『調査対象事業所』及び「B1. 購入電力」～「B3. 自家発電」欄に記入した値に含めた事業所（B4①で記入した事業所）における令和7年度（令和7年4月1日～令和8年3月31日）の1年間の売上高または営業収入を記入してください。
原則として、消費税抜きの金額を記入してください。あわせて「□消費税込」、「□消費税抜」のいずれかにチェック（✓を記入）してください。
※ 金融業については、経常収益または営業収益を記入してください。
※ 卸売・小売業については、商品等の販売額に加え、役務提供等による収入額を含めた売上高を記入してください。
※ 工場等で事業所単位の売上高が記入できない場合は、事業所単位の生産額または出荷額を記入してください。
※ 教育施設・医療施設・宗教施設等については、収入高を記入してください。
- 決算期が「令和7年4月～令和8年3月」期以外の場合は、最も近い期の決算数値を記入してください。また、必ずしも確定した値（決算値）ではなく、概算値の記入でも差し支えありません。
- 企業全体の売上高、営業収入は記入しないでください。
- 事業所単位の売上高、営業収入を算出できない場合は、「不明」と記入してください。

(参考) 記入すべき燃料一覧

	No	燃料名	標準的な単位	注記		
石油系燃料	原油類	1	原油	リットル		
		2	NGL・コンデンセート	リットル		
	石油製品類	11	ガソリン	リットル	混合ガソリン、ホワイトガソリン、ハイオク含む	
		12	ナフサ	リットル		
		13	改質生成油	リットル		
		14	灯油	リットル	重機用燃料（主成分灯油）、白灯油、重機燃料（添加剤入り灯油）、茶灯油、GTL 燃料（合成灯油：灯油の代替として使用しているもの）含む	
		15	軽油	リットル	GTL 燃料（合成軽油：軽油の代替として使用しているもの）含む	
		16	A 重油	リットル	特 A 重油、LSA 重油、LSA 含む	
		18	B・C 重油	リットル	S 重油含む	
		19	炭化水素油（副生油）	リットル	その他石油系液体燃料（他重質油とも） 石油精製の液体留分を回収、エネルギー利用したものを含む	
		20	LP ガス (LPG、プロパンガス、液化石油ガス)	kg	ブタンガス、C4系ガス、ガスボンベ、カセットコンロガス、PL ガス、 卓上ガスボンベ、PLG 含む	
		21	石油系炭化水素ガス（副生ガス）	m ³	その他石油系副生ガス、「製油所ガス」含む	
		22	石油コークス	kg	石油精製残留分のうち、固体 オイルコークス、ピッチコークス等含む	
		23	瀝青質混合物	kg	オリマルジョン等、石油系未利用化石燃料をエマルジョン化し、液化ハンドリ ング性を高めた燃料	
		24	ジェット燃料	リットル	航空機用燃料 ただし、記入するのは、自衛隊、警察、消防、海上保安庁の用途及び 航空機エンジン製造工場に限る（輸送用は含めない）	
		25	潤滑油	リットル	工作油、マシン油、機械油、タービンオイル等	
		26	アスファルト	kg	アスファルト、パラフィン・ワックス、グリース、ストレートアスファルト等 を含む	
		28	再生油（石油由来）	リットル	潤滑油等の非エネルギー利用の油を加工再生し燃焼させるもの 再生油、廃油、再生燃料油、再生工業油、回収油等含む	
		29	混合油	リットル	ミックスオイル（ガソリンに混合し、燃焼させる用途のもの）、 2サイクルオイル、2T オイル含む	
	非石油系燃料	石炭系燃料	30	コークス製造用炭（原料炭）	kg	
			31	石炭	kg	低品位炭含む、一般炭、亜炭、無煙炭も含む
			32	石炭コークス（ピッチコークス含む）	kg	コークス、鍛造用コークス、黒鉛
			34	タール（コールタール）	kg	
			35	コークス炉ガス	m ³	コークス炉発生ガス、COG 等
			36	高炉ガス	m ³	BFG
			37	転炉ガス	m ³	CFG
			38	電気炉ガス	m ³	EFG
			39	COM	kg	Coal Oil Mixture 微粉炭と重油の混合燃料
			40	CWM	kg	Coal Water Mixture 微粉炭と水の混合燃料
45			練炭・豆炭	kg		
ガス体エネルギー		50	天然ガス	m ³	ガス事業者を介さずに自らが購入する天然ガス（国産） 炭鉱ガス	
		51	液化天然ガス（LNG）	kg	ガス事業者を介さずに自らが購入する天然ガス（輸入品） 天然ガスを液化された状態で購入・受入をしている場合は液化天然ガス （LNG）に含む	
		52	都市ガス	m ³	成分は問わず、ガス事業者（大口事業者を含む）が設置した導管を通じて購入 するガス	
		53	圧縮天然ガス（CNG）	m ³		
		56	メタン	m ³	汚泥消化ガス、消化ガス（発酵メタンガスも消化ガスとみなす）等	
		57	水素	m ³	水素ガス	
		58	アンモニア	kg		
		59	その他ガス体燃料	m ³	燃料ガス	
		その他のエネルギー	60	回収黒液	kg	記入するのは製紙業に限る
			62	廃材	kg	木材廃材、木質端材、木くず、工場廃材（原木煮沸・製品乾燥燃料）等
63			廃タイヤ	kg		
64			廃プラスチック	kg	下記 RPF 以外のプラスチックの再利用	
65			RDF	kg	Refuse Derived Fuel 家庭廃棄物由来の再生燃料	
66			RPF	kg	Refuse Paper & Plastic Fuel プラスチック+紙ゴミ由来の再生燃料	
67			屎尿	kg		
68			木炭、切炭	kg	炭、切炭（形状を揃えるために切った炭）	
69			木質系燃料	kg	薪、木材、木質チップ、オガライト等木質加工燃料、木材ペレット、 ペレット、ホワイトペレット、パークペレット、パーク等	
70			その他廃棄物利用	kg	その他の廃棄物の利用（ゴミ含む）、バイオマス（可燃ゴミ）、 燃やせるゴミ、燃料チップ、コーヒー粕、麻袋等	
71			雪氷熱利用	GJ		
72	バガス		kg	サトウキビの絞りかす		
73	メタノール（メチルアルコール）		リットル			
74	エタノール（エチルアルコール）		リットル			
75	DME（ジメチルエーテル）		リットル			
76	BDF（バイオディーゼルフュエル）		リットル	Bio Diesel Fuel 食用廃油の再生ディーゼル燃料等		
77	その他液体燃料		リットル	動植物由来の石油系燃料で、BDF（食用廃油の再生ディーゼル燃料等）を除く 動植物油、再生植物油、廃食油、脂肪酸ピッチ、粗脂肪酸等		